

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則について

1. 背景

都市の低炭素化の促進に関する法律（以下「法」という。）は、平成24年8月29日に成立、同年9月5日に平成24年法律第84号として公布された。

今般、法を施行するに当たり、必要となる手続き等を定めるため、「都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則」を定める必要がある。

2. 概要

（1）都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則案について

① 港湾隣接地域内の工事等の許可の特例

低炭素まちづくり計画に記載される港湾隣接地域に設けられる非化石エネルギー利用施設等及び同計画に基づく港湾法37条第1項の許可の特例に係る技術的基準を定めることとする。

② 集約都市開発事業等

集約都市開発事業計画の記載事項、同計画の認定申請及び認定通知等の様式及び添付図書、同計画の軽微な変更、特定建築物の賃貸料・譲渡価額、土地区画整理法の保留地の特例に係る手続等を定めることとする。

③ 共通乗車船券

共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引の届出書の記載事項について定めることとする。

④ 鉄道利便増進事業

鉄道利便増進実施計画の記載事項、当該計画の認定及び変更の認定に係る申請書の記載事項及び添付書類等について定めることとする。

⑤ 軌道利便増進事業

軌道利便増進実施計画の記載事項、当該計画の認定及び変更の認定に係る申請書

の記載事項及び添付書類等、当該計画の認定等に係る道路管理者への意見聴取の方法、道路管理者の意見を聴く必要がない場合等について定めることとする。

⑥ 道路運送利便増進事業

道路運送利便増進実施計画の記載事項、当該計画の認定及び変更の認定に係る申請書の記載事項及び添付書類等、当該計画の認定等に係る道路管理者への意見聴取の方法、道路管理者の意見を聴く必要がない場合について定めることとする。

⑦ 貨物運送共同化事業

貨物運送共同化実施計画の記載事項、当該計画の認定及び変更の認定に係る申請書の記載事項及び添付書類等について定めることとする。

⑧ 樹木等管理協定

樹木等管理協定の内容における基準及び当該協定の認可等における市町村等の公告事項を定めることとする。

⑨ 低炭素建築物の普及の促進のための措置

低炭素建築物新築等計画の記載事項、同計画の認定申請及び認定通知等の様式及び添付図書、同計画の軽微変更の対象を定めることとする。

(2) 附則

① この省令は、都市の低炭素化の促進に関する法律の公布の日（平成24年12月4日）から施行することとする。

② 国土交通省組織規則及び地方運輸局組織規則について、所要の改正を行うこととする。